

本人との関係（ ）

（提出用）

重 要 事 項 説 明 書
（通所リハビリテーション・
介護予防通所リハビリテーション）

公立森町病院
通所リハビリテーション

重要事項説明書 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

あなたに対する通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	公立森町病院
主たる事業所の所在地	静岡県周智郡森町草ヶ谷 391-1
電話番号	0538-85-2181
代表者職	院長
代表者名	中村昌樹

介護保険法令に基づき静岡県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき静岡県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
公立森町病院 (静岡県 2216310082 号)	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	公立森町病院 通所リハビリテーション
指定番号	静岡県 2216310082 号
所在地	静岡県周智郡森町草ヶ谷 391-1
電話番号	0538-85-2181 直通 090-7205-3521 (受付時間：平日のみ 8:15～17:00)

3. 通所リハビリテーションの運営方針

<p>公立森町病院通所リハビリテーションは要介護状態または要支援状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。</p>
--

4. 事業所の職員体制の概要

種 別	員 数	勤 務 態 勢
管理者（院長）	1名	常 勤
医師（兼務）	1名	常 勤
理学療法士（専従）	1名以上	常 勤
作業療法士（専従）	1名以上	常 勤
言語聴覚士（専任）	1名以上	常 勤

5. 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 9時から17時まで
非 営 業 日	土、日曜日・国民の休日・12月29日から1月3日まで

6. 利用料金

通所リハビリテーション

○基本サービス (1日につき)

短時間通所リハ 1時間以上2時間未満	要介護1	3,752円 (369単位)
	要介護2	4,047円 (398単位)
	要介護3	4,362円 (429単位)
	要介護4	4,657円 (458単位)
	要介護5	4,993円 (491単位)
事業者が送迎を行わない場合	片道につき	-477円 (-47単位)

○加算

理学療法士等体制強化加算	305円(30単位)/日	リハビリスタッフが専従かつ常勤で2名以上配置
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	2,440円(240単位)/日 (週2日を限度)	認知症の診断を受けリハビリによって 生活機能の改善の見込みがある 個別リハビリを20分以上実施
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	6ヶ月以内】 8,776円(863単位)/月 【6ヶ月以降】 5,522円(543単位)/月	要介護の方のみ対象 定期的にリハビリテーション会議を実施 医師より利用者に説明、同意を得る LIFE利用しフィードバック情報を活用
科学的介護推進体制加算	406円(40単位)/月	科学的介護情報システムへのデータ提出等、科学的介護を推進する取り組みに参加
口腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅰ)	203円(20単位)/回 (6ヶ月に1回)	栄養状態、口腔の健康状態のスクリーニングを行う
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,525円(150単位)/回 (年2回を限度)	口腔機能の低下、その恐れのある利用者に 口腔機能向上の取り組みをしている
退院時共同指導加算	6,102円(600単位) (退院後初回のみ)	退院時に訪問リハスタッフが面談参加

介護予防通所通所リハビリテーション

○基本サービス・加算（1月につき）

介護予防通所リハビリテーション費	要支援 1	23,065 円（2,268 単位）
	要支援 2	42,998 円（4,228 単位）
12 月超の利用者に対する減算	要支援 1	-1,220 円（-120 単位）
	要支援 2	-2,440 円（-240 単位）

○加算

科学的介護推進体制加算	406 円(40 単位)/月	科学的介護情報システムへのデータ提出等、科学的介護を推進する取り組みに参加
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	203 円(20 単位)/回 (6 ヶ月に 1 回)	栄養状態、口腔の健康状態のスクリーニングを行う
口腔機能向上加算(I)	1,525 円(150 単位)/回 (年 2 回を限度)	口腔機能の低下、その恐れのある利用者に口腔機能向上の取り組みをしている
退院時共同指導加算	6,102 円(600 単位) (退院後初回のみ)	退院時に訪問リハスタッフが面談参加

- ・基本料金は、所定の単位に 10.17 円を乗じた額です。
- ・当事業所のサービス（介護保険適用）をお受けになるとき、あなたが負担する利用料金は、介護保険負担割合によります。（基本料金の 1 割又は 2 割）
- ・ご負担額の 1 円未満は切り捨てとなります。月額では、端数処理を行いますので金額が多少異なります。

7. 担当職員

あなたにサービスを提供する当事業所の職員は

山口 勝也 末弘 夏帆 竹本 麻衣 帯刀 千佳

です。

8. 緊急時の対応方法

通所リハビリテーションの提供中に、あなたの容体に重要な変化があったときは、速やかにあなたの主治医に連絡します。

主治医氏名	
連絡先	

9. 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、施設内の規定にしたがって速やかに対処し、利用者家族、かかりつけ医、利用者のケアマネージャー、保険者の市町村へ連絡します。

10. 災害時の対応

- (1)事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2)非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

11. 苦情処理

あなたは、当事業者の通所リハビリテーションの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。そのことにより、あなたは、何らかの差別的な待遇を受けることはありません。

苦情相談口

公立森町病院 通所リハビリテーション リハビリテーション室長 廣野 文隆	0538-85-2181
森町役場福祉課介護保険係	0538-86-6341
静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課	054-253-5580

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に参加し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2)虐待防止のための指針を整備しています。
- (3)従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施しています（1回/年以上）
- (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置いています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

14. 業務継続計画の策定

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行います。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 身体拘束等の適正化

通所リハビリテーションサービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には態様や時間、利用者様の心身の状況、並びにやむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

通所リハビリテーションの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。		
事業者	所在地	静岡県周智郡森町草ヶ谷 391-1
	名称	公立森町病院通所リハビリテーション
	説明者	

この説明書により、通所リハビリテーションに関する重要事項の説明を受けました。		
利用者	住所	
	氏名	
家族	住所	
	氏名	